

平成 30 年

奈良市議会 9 月定例会
提 出 議 案

奈 良 市

目 次

奈良市報告第 35 号	平成29年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率の報告について……………	1
〃 第 36 号	平成29年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率の報告について……………	2
〃 第 37 号	平成29年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 38 号	平成29年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 39 号	平成29年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 40 号	平成29年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 41 号	平成29年度奈良市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 42 号	平成29年度奈良市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 43 号	平成29年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 44 号	平成29年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 45 号	平成29年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 46 号	平成29年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 47 号	平成29年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 48 号	平成29年度奈良市病院事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 49 号	平成29年度奈良市水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)
〃 第 50 号	平成29年度奈良市下水道事業会計決算の認定について……………	(別冊)

奈良市報告第 51 号	奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～平成29年度）及び実施計画（平成30年度～平成32年度）の報告について……………	3
〳 第 52 号	市長専決処分の報告について……………	4
〳 第 53 号	市長専決処分の報告について……………	17
〳 第 54 号	市長専決処分の報告について……………	21
〳 第 55 号	市長専決処分の報告について……………	23
〳 第 56 号	市長専決処分の報告について……………	25
〳 第 57 号	市長専決処分の報告について……………	27
〳 第 58 号	市長専決処分の報告について……………	29
〳 第 59 号	市長専決処分の報告について……………	31
奈良市議案第 84 号	平成30年度奈良市一般会計補正予算（第3号）……………	33
〳 第 85 号	平成30年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）……………	37
〳 第 86 号	平成30年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	39
〳 第 87 号	平成30年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）……………	89
〳 第 88 号	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について……………	97
〳 第 89 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	98
〳 第 90 号	奈良市立こども園設置条例等の一部改正について……………	100
〳 第 91 号	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	102
〳 第 92 号	奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について……………	105
〳 第 93 号	奈良市共同浴場条例の一部改正について……………	107
〳 第 94 号	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……………	108
〳 第 95 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について……………	109
〳 第 96 号	奈良市営駐車場条例の一部改正について……………	111

奈良市議案第 97 号	平成29年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について……………	113
〃 第 98 号	財産の取得について……………	114
〃 第 99 号	財産の取得について……………	115
〃 第100号	町の区域の変更について……………	116
〃 第101号	町の区域の変更について……………	119
奈良市諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	122
〃 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	124
〃 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	126

平成29年度決算に基づく奈良市財政の 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく奈良市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

比率名	平成29年度決算に基づく 健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率（3か年平均）	12.7	25.0
将来負担比率	161.1	350.0

備考

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載している。

平成29年度決算に基づく奈良市公営企業の 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく奈良市公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

(単位：%)

会計の名称		平成29年度決算に基づく資金不足比率	経営健全化基準
法適用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	

備考

資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載している。

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～平成29年度）及び実施計画（平成30年度～平成32年度）の報告について

奈良市第4次総合計画の基本計画に係る実施状況（平成28年度～平成29年度）及び実施計画（平成30年度～平成32年度）について、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年奈良市条例第20号）第5条第1項及び第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 奈良市第4次総合計画【後期基本計画】実施状況（平成28年度～平成29年度）及び実施計画（平成30年度～平成32年度）（別冊）

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成30年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成30年7月6日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 平成30年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度奈良市一般会計 補正予算（第2号）

平成30年度奈良市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,627,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22. 市 債		千円 13,253,100	千円 80,000	千円 13,333,100
	1. 市 債	13,253,100	80,000	13,333,100
歳 入 合 計		130,547,100	80,000	130,627,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		千円 58,702,522	千円 4,000	千円 58,706,522
	2. 児 童 福 祉 費	19,812,528	4,000	19,816,528
11. 教 育 費		10,281,377	76,000	10,357,377
	2. 小 学 校 費	1,204,243	45,000	1,249,243
	3. 中 学 校 費	752,047	31,000	783,047
歳 出 合 計		130,547,100	80,000	130,627,100

第2表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 1,121,100	千円 1,125,100
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	370,400	446,400
計	13,253,100	13,333,100

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

1. 総括

(歳 入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市債	13,253,100	80,000	13,333,100
歳 入 合 計	130,547,100	80,000	130,627,100

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	58,702,522	4,000	58,706,522		4,000	—	
11 教育費	10,281,377	76,000	10,357,377		76,000	—	
歳 出 合 計	130,547,100	80,000	130,627,100		80,000	—	

2. 歳入

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生債	1,156,600	4,000	1,160,600	1 福祉施設整備事業債	4,000	児童福祉施設整備事業債
8 教育債	516,600	76,000	592,600	1 義務教育施設整備事業債	76,000	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債
計	13,253,100	80,000	13,333,100			

第22款 市債

3. 歳出
第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 補財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 児童福祉施設 整備事業費	655,533	4,000	659,533	4,000 特定財源 (内訳) 市債 4,000	15 工事請負費	4,000	児童福祉施設整備事業
計	19,812,528	4,000	19,816,528	4,000 特定財源 ---般財源			

第3款 民生費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 小学校施設整備事業費	218,400	45,000	263,400	45,000 特定財源 (内訳) 市債 45,000	15 工事請負費	45,000	小学校施設整備事業
計	1,204,243	45,000	1,249,243	45,000 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 中学校施設整備事業費	182,500	31,000	213,500	31,000 特定財源 (内訳) 市債 31,000	15 工事請負費	31,000	中学校施設整備事業
計	752,047	31,000	783,047	31,000 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

(2) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	6,332,800	95,329,972	6,412,800	95,409,972
(2) 教 育	1,065,600	27,910,988	1,141,600	27,986,988
(4) そ の 他	2,417,600	30,623,693	2,421,600	30,627,693
合 計	13,253,100	197,858,528	13,333,100	197,938,528

一般會計款別性質別經費總括表

(單位:千円)

款 性質区分	民 生 費	教 育 費	合 計
投 資 的 經 費	4,000	76,000	80,000
普 通 建 設 事 業	4,000	76,000	80,000
單 獨	4,000	76,000	80,000
計	4,000	76,000	80,000

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
民生費			4,000			4,000		—	
	単	児童福祉施設整備事業	4,000			4,000		—	ブロック塀等改修
教育費			76,000			76,000		—	
	単	小学校施設整備事業	45,000			45,000		—	ブロック塀等改修
	単	中学校施設整備事業	31,000			31,000		—	ブロック塀等改修
一般会計合計			80,000			80,000		—	

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成30年7月11日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第3項及び第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	転貸・長期 不使用
	[REDACTED]	[REDACTED]		不法占有

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年7月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成29年11月18日午後6時40分頃、奈良市学園中二丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 28,960円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年7月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年3月10日午後8時頃、奈良市小倉町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 16,130円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年7月2日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年3月25日午後7時30分頃、奈良市針町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 146,394円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年4月16日午前9時30分頃、奈良市南京終町二丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 378,773円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年7月6日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年3月23日午後4時30分頃、奈良市東向中町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 404,820円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成30年7月25日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年6月14日午後10時頃、奈良市月ヶ瀬石打地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 185,000円

平成30年度奈良市一般会計
補正予算（第3号）

平成30年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ798,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131,425,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 分担金及び 負担金		千円 1,371,922	千円 5,250	千円 1,377,172
	1. 分担金	13,165	5,250	18,415
15. 国庫支出金		23,514,940	28,369	23,543,309
	1. 国庫負担金	20,244,723	2,200	20,246,923
	3. 国庫委託金	160,227	2,800	163,027
	4. 国庫交付金	1,813,926	23,369	1,837,295
16. 県支出金		8,362,787	21,858	8,384,645
	2. 県補助金	1,988,096	21,858	2,009,954
20. 繰越金		11,700	568,919	580,619
	1. 繰越金	11,700	568,919	580,619
21. 諸収入		3,294,613	1,000	3,295,613
	4. 雑収入	1,954,223	1,000	1,955,223
22. 市債		13,333,100	172,900	13,506,000
	1. 市債	13,333,100	172,900	13,506,000
歳 入 合 計		130,627,100	798,296	131,425,396

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		千円 14,232,833	千円 76,500	千円 14,309,333
	1. 総務管理費	10,566,069	60,000	10,626,069
	2. 企画費	1,549,701	16,500	1,566,201

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 58,706,522	千円 369,403	千円 59,075,925
	1. 社会福祉費	25,498,815	107,518	25,606,333
	2. 児童福祉費	19,816,528	94,338	19,910,866
	3. 生活保護費	13,157,553	164,747	13,322,300
	4. 国民年金 国事務費	233,626	2,800	236,426
4. 衛生費		11,233,080	70,222	11,303,302
	1. 保健衛生費	2,968,313	5,500	2,973,813
	2. 保健所費	1,878,530	17,742	1,896,272
	3. 清掃費	5,764,466	46,980	5,811,446
8. 観光費		996,657	1,000	997,657
	1. 観光費	996,657	1,000	997,657
9. 土木費		9,785,513	147,971	9,933,484
	1. 土木管理費	117,341	6,000	123,341
	2. 道路橋梁費	2,933,039	40,000	2,973,039
	3. 河川費	381,226	45,000	426,226
	4. 都市計画費	3,940,586	55,771	3,996,357
	6. 住宅費	487,010	1,200	488,210
11. 教育費		10,357,377	99,900	10,457,277
	1. 教育総務費	2,578,156	70,000	2,648,156
	2. 小学校費	1,249,243	26,800	1,276,043
	3. 中学校費	783,047	3,100	786,147
12. 災害復旧費		44,000	33,300	77,300
	1. 農林水産業施設 災害復旧費	12,000	30,000	42,000
	3. 教育施設 災害復旧費	—	3,300	3,300
歳出合計		130,627,100	798,296	131,425,396

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
こども園給食調理業務委託	平成30年度から 平成31年度まで	千円 27,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
文化振興施設整備事業	千円 49,000	千円 65,500
保健衛生施設整備事業	1,103,000	1,108,500
清掃施設整備事業	450,600	453,400
都市計画事業	1,077,500	1,133,200
公営住宅建設事業	98,400	99,600
義務教育施設整備事業	446,400	534,100
災害復旧事業	36,300	39,800
計	13,333,100	13,506,000

平成30年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ466,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,066,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 県 支 出 金		千円 26,484,224	千円 5,130	千円 26,489,354
	1. 県 補 助 金	26,484,224	5,130	26,489,354
7. 繰 入 金		2,434,903	379,059	2,813,962
	2. 基 金 繰 入 金	—	379,059	379,059
8. 繰 越 金		—	82,658	82,658
	1. 繰 越 金	—	82,658	82,658
歳 入 合 計		36,600,000	466,847	37,066,847

(註) 「第8款 諸収入」を「第9款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		千円 368,085	千円 5,130	千円 373,215
	1. 総 務 管 理 費	277,891	5,130	283,021
8. 諸 支 出 金		45,526	461,717	507,243
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	40,726	461,717	502,443
歳 出 合 計		36,600,000	466,847	37,066,847

平成30年度奈良市介護保険
特別会計補正予算（第1号）

平成30年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ240,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,940,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		千円 4,588,044	千円 16,688	千円 4,604,732
	2. 基 金 繰 入 金	—	16,688	16,688
7. 繰 越 金		—	223,934	223,934
	1. 繰 越 金	—	223,934	223,934
歳 入 合 計		31,700,000	240,622	31,940,622

(註) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸 支 出 金		千円 12,000	千円 240,622	千円 252,622
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,000	240,622	252,622
歳 出 合 計		31,700,000	240,622	31,940,622

1. 一般会計
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

(単位：千円)

(歳 入)	款	補正前の額	補正額	計
13	分担金及び負担金	1,371,922	5,250	1,377,172
15	国庫支出金	23,514,940	28,369	23,543,309
16	県支出金	8,362,787	21,858	8,384,645
20	繰越金	11,700	568,919	580,619
21	諸収入	3,294,613	1,000	3,295,613
22	市債	13,333,100	172,900	13,506,000
	歳 入 合 計	130,627,100	798,296	131,425,396

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源		その他		
				国県支出金	地方債			
2 総務費	14,232,833	76,500	14,309,333		16,500		60,000	
3 民生費	58,706,522	369,403	59,075,925	23,169			346,234	
4 衛生費	11,233,080	70,222	11,303,302		8,300		61,922	
8 観光費	996,657	1,000	997,657			1,000	—	
9 土木費	9,785,513	147,971	9,933,484	3,000	56,900		88,071	
11 教育費	10,357,377	99,900	10,457,277		87,700		12,200	
12 災害復旧費	44,000	33,300	77,300	24,058	3,500	5,250	492	
歳 出 合 計	130,627,100	798,296	131,425,396	50,227	172,900	6,250	568,919	
				一般財源内訳		繰越金		568,919

2. 歳入

第13款 分担金及び負担金

第1項 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 災害復旧費分担金	1,400	5,250	6,650	1 農林業用施設 災害復旧事業 費分担金	5,250	農林業用施設災害復旧事業費分担金 農地災害復旧事業費分担金 1,250 4,000
計	13,165	5,250	18,415			

第13款 分担金及び負担金

第15款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 災害復旧費国庫負担金	—	2,200	2,200	1 教育施設災害復旧事業費負担金	2,200	教育施設災害復旧事業費負担金	
計	20,244,723	2,200	20,246,923				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第3項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫委託金	99,538	2,800	102,338	3 国民年金事務取扱費委託金	2,800	国民年金事務取扱費委託金	
計	160,227	2,800	163,027				

第15款 国庫支出金

第15款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費国庫交付金	301,838	20,369	322,207	1 高齢者福祉施設整備事業費交付金	20,369	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
5 土木費国庫交付金	1,457,795	3,000	1,460,795	1 建築指導費交付金	3,000	社会資本整備総合交付金
計	1,813,926	23,369	1,837,295			

第15款 国庫支出金

第16款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
7 災害復旧費県補助金	4,708	21,858	26,566	1 農林業用施設 災害復旧事業 費補助金	21,858	農林業用施設災害復旧事業費補助金 農地災害復旧事業費補助金	6,311 15,547
計	1,988,096	21,858	2,009,954				

第16款 県支出金

第20款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	11,700	568,919	580,619	1 繰越金	568,919	歳計剰余繰越金
計	11,700	568,919	580,619			

第20款 繰越金

第21款 諸収入

第4項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 雑入	1,954,105	1,000	1,955,105	7 観光費雑入	1,000	地域社会振興財団助成金	
計	1,954,223	1,000	1,955,223				

第21款 諸収入

第22款 市債

第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 総務債	172,400	16,500	188,900	2 文化振興施設整備事業債	16,500	文化振興施設整備事業債
3 衛生債	1,553,600	8,300	1,561,900	1 保健衛生施設整備事業債	5,500	保健衛生施設整備事業債
				2 清掃施設整備事業債	2,800	し尿処理施設整備事業債
6 土木債	2,849,600	56,900	2,906,500	3 都市計画事業債	55,700	街路事業債
				4 公営住宅建設事業債	1,200	公営住宅建設事業債
8 教育債	592,600	87,700	680,300	1 義務教育施設整備事業債	87,700	小学校施設整備事業債
9 災害復旧債	36,300	3,500	39,800	1 災害復旧事業債	3,500	農林業用施設災害復旧事業債 教育施設災害復旧事業債
計	13,333,100	172,900	13,506,000			2,400 1,100

第22款 市債

3. 歳出
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
19 スポーツ施設 整備事業費	3,616	60,000	63,616	一般財源 60,000	13 委託料	2,000	西部生涯スポーツセンター屋内施設改修事業
					15 工事請負費	58,000	
計	10,566,069	60,000	10,626,069	特定財源 一般財源 60,000			

第2款 総務費

第2款 総務費

第2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
6 文化振興施設 整備事業費	49,000	16,500	65,500	16,500 特定財源 (内訳) 市債 16,500	15 工事請負費	16,500	文化振興施設整備事業	
計	1,549,701	16,500	1,566,201	特定財源 一般財源 16,500 0				

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	1,495,374	87,149	1,582,523	一般財源 87,149	23	償還金利子及び割引料	社会福祉事務経費
10 高齢者福祉施設整備事業費	7,800	20,369	28,169	特定財源 (内訳) 国庫支出金 20,369	19	負担金補助及び交付金	老人福祉施設等整備費補助事業
計	25,498,815	107,518	25,606,333	特定財源 一般財源 20,369 87,149			

第3款 民生費

第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 児童福祉総務費	1,383,854	94,338	1,478,192	一般財源 94,338	13 委託料	2,700	児童福祉事務経費 少子化対策推進事業経費 91,638 2,700
					23 償還金利子及び 引料	91,638	
計	19,816,528	94,338	19,910,866	特定財源 一般財源 0 94,338			

第3款 民生費

第3款 民生費

第3項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
1 生活保護総務費	565,553	164,747	730,300	一般財源 164,747	23 償還金利子及び割引料 164,747		セーブザイネット支援対策等事業経費	
計	13,157,553	164,747	13,322,300	特定財源 一般財源 164,747				

第3款 民生費

第3款 民生費

第4項 国民年金事務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 国民年金事務 取扱費	233,626	2,800	236,426	特定財源 2,800 (内訳) 国庫支出金 2,800	13 委託料	2,800	国民年金事務経費
計	233,626	2,800	236,426	特定財源 2,800 一般財源			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 保健衛生施設 整備事業費	1,114,500	5,500	1,120,000	特定財源 (内訳) 市債 5,500	15 工事請負費	5,500	保健衛生施設整備事業
計	2,968,313	5,500	2,973,813	特定財源 一般財源 5,500			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第2項 保健所費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 保健所総務費	1,014,085	17,742	1,031,827	一般財源 17,742	23 償還金利子及 び割引料	17,742	保健所事務経費
計	1,878,530	17,742	1,896,272	特定財源 0 一般財源 17,742			

第4款 衛生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃総務費	1,701,974	39,180	1,741,154	39,180	23 償還金利子及び 引料	39,180	清掃事務経費
7 清掃施設整備 事業費	299,462	7,800	307,262	2,800 2,800 5,000	13 委託料	5,000	清掃施設整備事業 衛生浄化センター整備事業
					15 工事請負費	2,800	
計	5,764,466	46,980	5,811,446	特定財源 2,800 一般財源 44,180			

第4款 衛生費

第8款 観光費

第1項 観光費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 観光振興費	666,061	1,000	667,061	特定財源 (内訳) 諸収入	19 負担金補助及 び交付金	1,000	奈良町振興事務経費
計	996,657	1,000	997,657	特定財源 一般財源			

第8款 観光費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 建築指導費	41,744	6,000	47,744	特定財源 3,000 (内訳) 国庫支出金 3,000 一般財源 3,000	19 負担金補助及 び交付金	6,000	耐震改修促進事業経費
計	117,341	6,000	123,341	特定財源 3,000 一般財源 3,000			

第9款 土木費

第9款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 道路橋梁維持 費	870,200	40,000	910,200	一般財源 40,000	11 需用費	6,000	道路橋梁維持補修経費
					15 工事請負費	34,000	
計	2,933,039	40,000	2,973,039	特定財源 一般財源 40,000			

第9款 土木費

第9款 土木費

第3項 河川費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 河川堤防維持費	100,000	45,000	145,000	一般財源 45,000	13 委託料	3,000	河川維持補修経費
					15 工事請負費	42,000	
計	381,226	45,000	426,226	特定財源 一般財源 0 45,000			

第9款 土木費

第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 J R奈良駅付 近連続立体交 差事業費	117,600	55,771	173,371	特定財源 (内訳) 市債 一般財源	19	負担金補助及 び交付金	J R関西本線高架化事業
計	3,940,586	55,771	3,996,357	特定財源 一般財源			

第9款 土木費

第9款 土木費

第6項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 公営住宅整備 事業費	102,500	1,200	103,700	特定財源 (内訳) 市債 1,200	15 工事請負費	1,200	公営住宅整備事業
計	487,010	1,200	488,210	特定財源 一般財源 1,200			

第9款 土木費

第11款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 教育振興費	1,025,675	70,000	1,095,675	70,000 特定財源 (内訳) 市債 70,000	13 委託料	70,000	学事振興事務経費
計	2,578,156	70,000	2,648,156	70,000 特定財源 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 小学校施設整備事業費	263,400	26,800	290,200	特定財源 17,700 (内訳) 市債 17,700 一般財源 9,100	13 委託料 15 工事請負費	11,300 15,500	小学校施設整備事業
計	1,249,243	26,800	1,276,043	特定財源 17,700 一般財源 9,100			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 中学校施設整備事業費	213,500	3,100	216,600	一般財源 3,100	15 工事請負費	3,100	中学校施設整備事業
計	783,047	3,100	786,147	特定財源 一般財源 3,100			

第11款 教育費

第12款 災害復旧費

第1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 農林業用施設 災害復旧事業 費	12,000	30,000	42,000	特定財源 29,508 (内訳) 県支出金 21,858 市債 2,400 分担金及び負担金 5,250 一般財源 492	11 需用費	856	農地災害復旧事業 20,000 農業用施設災害復旧事業 10,000
					15 工事請負費	29,144	
計	12,000	30,000	42,000	特定財源 29,508 一般財源 492			

第12款 災害復旧費

第1.2款 災害復旧費
第3項 教育施設災害復旧費
(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 教育施設災害 復旧事業費	—	3,300	3,300	3,300 特定財源 (内訳) 国庫支出金 2,200 市債 1,100	15 工事請負費	3,300	教育施設災害復旧事業
計	—	3,300	3,300	3,300 特定財源 一般財源			

第12款 災害復旧費

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金 地 方 債 そ の 他				
こども園給食委託 業務	27,000			平成30年度 から 平成31年度 まで	27,000				9,879	17,121

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
	当該年度中起債見込額		当該年度中起債見込額	
1. 普 通 債	6,412,800	95,409,972	6,582,200	95,579,372
(1) 土 木	2,751,200	32,661,847	2,806,900	32,717,547
(2) 教 育	1,141,600	27,986,988	1,229,300	28,074,688
(3) 公 営 住 宅	98,400	4,133,444	99,600	4,134,644
(4) そ の 他	2,421,600	30,627,693	2,446,400	30,652,493
2. 災 害 復 旧 債	36,300	319,447	39,800	322,947
(2) そ の 他	4,300	48,314	7,800	51,814
合 計	13,333,100	197,938,528	13,506,000	198,111,428

2. 国民健康保険特別会計
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 県支出金	26,484,224	5,130	26,489,354
7 繰入金	2,434,903	379,059	2,813,962
8 繰越金	—	82,658	82,658
歳 入 合 計	36,600,000	466,847	37,066,847

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 総務費	368,085	5,130	373,215	5,130		—
8 諸支出金	45,526	461,717	507,243			461,717
歳 出 合 計	36,600,000	466,847	37,066,847	5,130		461,717
				繰入金 { 繰入金 379,059 繰越金 82,658 } 一般財源内訳 {		

2. 歳入

第5款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 保険給付費等交付金	26,484,224	5,130	26,489,354	2 保険給付費等 特別交付金	5,130	保険調整交付金分特別交付金	
計	26,484,224	5,130	26,489,354				

国民健康保険特別会計

第7款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 基金繰入金	—	379,059	379,059	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	379,059	国民健康保険財政調整基金繰入金	
計	—	379,059	379,059				

国民健康保険特別会計

第8款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	82,658	82,658	1 繰越金	82,658	歳計剰余繰越金	
計	—	82,658	82,658				

国民健康保険特別会計

3. 歳出
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般管理費	262,262	5,130	267,392	5,130 特定財源 (内訳) 県支出金 5,130	13 委託料	5,130	国民健康保険運営事務経費
計	277,891	5,130	283,021	5,130 特定財源 一般財源			

国民健康保険特別会計

第8款 諸支出金

第1項 還付及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	明
					区分	金額		
3 償還金	10,000	461,717	471,717	一般財源 461,717	23 償還金利子及び 引料	461,717	国民健康保険償還金	
計	40,726	461,717	502,443	特定財源 一般財源 461,717				

国民健康保険特別会計

3. 介護保険特別会計
(1) 介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第1号)

1. 総括

(歳 入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	4,588,044	16,688	4,604,732
7 繰越金	—	223,934	223,934
歳 入 合 計	31,700,000	240,622	31,940,622

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債 その他	
5 諸支出金	12,000	240,622	252,622		240,622	
歳 出 合 計	31,700,000	240,622	31,940,622		240,622	

一般財源内訳 { 繰入金 16,688
繰越金 223,934 }

2. 歳入

第6款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	—	16,688	16,688	1 介護給付費準備基金繰入金	16,688	介護給付費準備基金繰入金
計	—	16,688	16,688			

介護保険特別会計

第7款 繰越金

第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 繰越金	—	223,934	223,934	1 繰越金	223,934	歳計剰余繰越金	
計	—	223,934	223,934				

介護保険特別会計

3. 歳出

第5款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 償還金	—	240,622	240,622	一般財源 240,622	23 償還金 240,622	23 償還金 240,622	償還金経費
計	12,000	240,622	252,622	特定財源 0 一般財源 240,622			

介護保険特別会計

一般会計及び特別会計別性質別経費総括表

(単位:千円)

会計款 性質区分	一般会計								特別会計			
	総務費	民生費	衛生費	衛生費	観光費	土木費	教育費	災害復旧費	合計	国民健康保険	国民介護保険	
維持補修費						85,000			85,000			
物件費		5,500					70,000		75,500	5,130		
補助費等		343,534	56,922	1,000	6,000				407,456	461,717	240,622	
投資的経費	76,500	20,369	13,300		56,971		29,900	33,300	230,340			
普通建設事業	76,500	20,369	13,300		56,971		29,900		197,040			
補助		20,369							20,369			
単独	76,500		13,300		56,971		29,900		176,671			
災害復旧事業								33,300	33,300			
補助								3,300	3,300			
単独								30,000	30,000			
計	76,500	369,403	70,222	1,000	147,971		99,900	33,300	798,296	466,847	240,622	

物件費及び維持補修費の内訳表

附表1

(単位:千円)

節 会計及び款	委託料	維持補修費	計
民生費	5,500		5,500
土木費		85,000	85,000
教育費	70,000		70,000
一般会計合計	75,500	85,000	160,500
国民健康保険	5,130		5,130

その他経費の内訳表

附表2

(単位:千円)

節 会計及び款	負担金 補助及び 交付金	償還金 利子及び 割引料	計
民生費		343,534	343,534
衛生費		56,922	56,922
観光費	1,000		1,000
土木費	6,000		6,000
一般会計合計	7,000	400,456	407,456
国民健康保険		461,717	461,717
介護保険		240,622	240,622

投資的経費一覧表

(単位:千円)

款	補単	事業名	予算額	財源内訳				概要説明	
				国	県	地方債	その他		一般
総務費			76,500			16,500		60,000	
	単	スポーツ施設整備事業	60,000					60,000	西部生涯スポーツセンタープール改修
	単	文化振興施設整備事業	16,500			16,500		—	ブロック塀等改修
民生費			20,369	20,369				—	
	補単	高齢者福祉施設整備事業	20,369	20,369				—	スプリングラー設備等整備費補助 防災改修等施設整備費補助
衛生費			13,300			8,300		5,000	
	単	保健衛生施設整備事業	5,500			5,500		—	ブロック塀等改修
	単	清掃施設整備事業	7,800			2,800		5,000	環境清美工場施設補強調査 ブロック塀等改修
土木費			56,971			56,900		71	
	単	JR奈良駅付近連続立体交差	55,771			55,700		71	JR関西本線高架化
	単	公営住宅整備事業	1,200			1,200		—	ブロック塀等改修

款	補単	事業名	予算額	財源内訳					概要説明
				国	県	地方債	その他	一般	
教育費			29,900			17,700		12,200	
	単	小学校施設整備事業	26,800			17,700		9,100	施設整備
	単	中学校施設整備事業	3,100					3,100	施設整備
災害復旧費			33,300	2,200	21,858	3,500	5,250	492	
	単	農林業用施設 農業復旧事業	30,000		21,858	2,400	5,250	492	農地、農業用施設
	補	教育施設災害復旧事業	3,300	2,200		1,100		—	中学校
一般	合計	合計	230,340	22,569	21,858	102,900	5,250	77,763	

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額2,299,000千円」を「不足する額2,098,336千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,233,640千円」を「過年度分損益勘定留保資金2,032,976千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	3,823,000千円	△200,664千円	3,622,336千円
第1項 建設改良費	1,934,596千円	△200,664千円	1,733,932千円

（継続費）

第3条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
資本的支出	建設改良費	口径600 耗配水 本管更 工事	千円	30	227,880	千円	30	27,216
			619,920	31	353,160	766,800	31	395,604
				32	38,880		32	343,980

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

附 属 書 類

1. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
2. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予定キャッシュ・フロー計算書（第1号）
3. 平成30年度 奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）
4. 平成30年度 奈良市水道事業会計補正予算（第1号）参考書

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）実施計画

資本的収入及び支出
支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			3,823,000	△200,664	3,622,336	
	1. 建設改良費		1,934,596	△200,664	1,733,932	
		3. 配水施設改良費	1,159,811	△200,664	959,147	

平成30年度奈良市水道事業会計補正予定
キャッシュ・フロー計算書（第1号）

（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	326,103
減価償却費	3,040,198
引当金の増減額（△は減少）	59,381
長期前受金戻入額	△ 1,292,554
受取利息	△ 400
支払利息	249,986
ダム負担金利息	78,155
固定資産除却損	35,796
未収金の増減額（△は増加）	117,728
未収消費税等の増減額（△は増加）	△ 47,067
未払金の増減額（△は減少）	△ 92,596
未払消費税等の増減額（△は減少）	△ 64,003
その他流動資産の増減額（△は増加）	△ 2
小計	2,410,725
利息の受取額	400
利息の支払額	△ 328,141
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,082,984
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,794,211
負担金による収入	566,445
分担金による収入	302,081
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 925,685
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	696,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,097,472
長期割賦金の償還による支出	△ 691,465
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,092,337
資金増加額	64,962
資金期首残高	5,712,045
資金期末残高	5,777,007

平成30年度奈良市水道事業補正予定貸借対照表（第1号）

（平成31年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部	
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ	土 地		4,139,171
ロ	建 物	4,579,136	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 2,022,912	2,556,224
ハ	構 築 物	86,372,883	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 43,725,472	42,647,411
ニ	機 械 及 び 装 置	19,227,848	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 14,095,348	5,132,500
ホ	車 両 運 搬 具	110,093	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 71,651	38,442
ヘ	器 具 備 品	171,044	
	減 価 償 却 累 計 額	△ 120,423	50,621
ト	建 設 仮 勘 定		311,648
	有 形 固 定 資 産 合 計		54,876,017
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ	ダ ム 使 用 権		19,631,620
ロ	水 利 権		63,645
ハ	そ の 他 無 形 固 定 資 産		1,248,579
	無 形 固 定 資 産 合 計		20,943,844
(3) 投 資			
イ	出 資 金		3,175
	投 資 合 計		3,175
	固 定 資 産 合 計		75,823,036
2. 流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		5,777,007
(2)	未 収 金	773,778	
	貸 倒 引 当 金	△ 46,064	727,714
(3)	貯 蔵 品		29,916
(4)	前 払 金		96,509
(5)	短 期 貸 付 金		42,899
(6)	そ の 他 流 動 資 産		1,114
	流 動 資 産 合 計		6,675,159
	資 産 合 計		82,498,195

負債の部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>14,720,097</u>		
企業債合計		14,720,097	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>1,232,526</u>		
引当金合計		1,232,526	
(3) 長期未払割賦金		<u>1,173,291</u>	
固定負債合計			17,125,914
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,038,970</u>		
企業債合計		1,038,970	
(2) ダム割賦負担金		556,523	
(3) 未払金		315,905	
(4) 前受金		16,745	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>115,048</u>		
引当金合計		115,048	
(6) 預り金		<u>390,563</u>	
流動負債合計			2,433,754
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	52,099,042		
(2) 収益化累計額	<u>△ 22,858,242</u>	<u>29,240,800</u>	
繰延収益合計			<u>29,240,800</u>
負債合計			48,800,468

資 本 の 部

6. 資 本 金		11,982,951
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	1,364,952	
ロ 諸 補 助 金	106,602	
ハ 分 担 金	5,401,638	
ニ 負 担 金 そ の 他 諸 収 入	<u>11,743,704</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		18,616,896
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	700,000	
ロ 水 道 老 朽 施 設 更 新 積 立 金	2,000,000	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>397,880</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>3,097,880</u>
剰 余 金 合 計		<u>21,714,776</u>
資 本 合 計		<u>33,697,727</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>82,498,195</u></u>

平成30年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）参考書

資本的収入及び支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資本的支出				3,823,000	△200,664	3,622,336		
	1. 建設改良費			1,934,596	△200,664	1,733,932		
		3. 配水施設改良費			1,159,811	△200,664	959,147	
			(25) 工事請負費			898,290	△200,664	697,626

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部改正について

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第2条中「第5条」の次に「、第5条の2、第5条の4」を加える。

第5条の2及び第5条の4中「奈良市長の選挙における」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法の一部改正により、議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能になったことに伴い、その公費負担に関し所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第47項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同表第47の2項とし、同表第46の3項の次に次のように加える。

47	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
----	-------------------------	--------------------------------------	------------------

別表第71項を次のように改める。

71	仮設興行場等建築許可申請手数料	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設の期間が3月以内の場合	1件につき 60,000円
		建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設の期間が3月を超える場合	1件につき 120,000円
				1件につき 160,000円

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、接道規制の適用除外となる建築物に係る審査手数料を見直すほか、仮設興行場等の設置期間の特例の認定に係る審査手数料を新設しようとするものである。

奈良市立こども園設置条例等の一部改正について

奈良市立こども園設置条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例

(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立辰市こども園	奈良市杏町414番地の4	215人
奈良市立学園南こども園	奈良市学園南三丁目15番28号	255人
奈良市立伏見こども園	奈良市菅原町367番地	170人

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表辰市保育園の項及び学園南保育園の項を削る。

(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立伏見幼稚園の項、奈良市立あやめ池幼稚園の項及び奈良市立辰市幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

奈良市幼保再編基本計画及び実施計画に基づき、幼稚園及び保育所の一部を再編し、幼保連携型認定こども園を設置するため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所

内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第29条第7号イの表4階以上の階の項及び第44条第8号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改める。

附則第2項中「の前日」を「（以下「施行日」という。）の前日」に改め、「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「この条例の施行の日後に」を「施行日後に」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改め、附則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5項とし、附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規

定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

基準省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における連携施設の確保の例外等に係る規定の整備を行おうとするものである。

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の全部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「放課後児童健全育成事業基準」という。）において使用する用語の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(放課後児童健全育成事業基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、放課後児童健全育成事業基準の附則及び放課後児童健全育成事業基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の基準の経過措置)

第3条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成24年法律第67号)の施行の日(以下「法施行日」という。)の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第9条第2項の規定は、適用しないことができる。

(支援の単位の経過措置)

第4条 法施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第3条の規定によりその定めるところによるとされる放課後児童健全育成事業基準第10条第4項の規定は、適用しないことができる。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市共同浴場条例の一部改正について

奈良市共同浴場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例（昭和39年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市横井共同浴場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

横井共同浴場の廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1ごみ、燃え殻等の処分の項中「60円」を「100円」に、「100円」を「160円」に改める。

別表第2中「200円」を「260円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、平成31年4月1日以後に処理する廃棄物に係る手数料及び処分費用について適用し、同日前に処理した廃棄物に係る手数料及び処分費用については、なお従前の例による。

（提案理由）

一般廃棄物処理手数料を改定し、受益者の費用負担の適正化を図るほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定
める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブの項から特定非営利活動法人奈良ストップ温
暖化の会の項までを削り、同表特定非営利活動法人奈良芸能文化協会の項中「平成25年
1月1日から平成30年9月30日まで」を「平成30年10月1日から平成35年9月
30日まで」に改め、同表特定非営利活動法人奈良国際協力サポーターの項及び特定非営
利活動法人^{おぼろじゅく}宙塾の項を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除
対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表の規定は、平成
30年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成30年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象と
なる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）
別表特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブの項から特定非営利活動法人^{おぼろじゅく}宙塾の項までに
掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第

12号)第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

条例別表に規定する特定非営利活動法人の構成及び個人市民税の控除対象となる寄附金の支出の期間の変更に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市営駐車場条例の一部改正について

奈良市営駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例（平成9年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（利用料金等）」に改め、同条第1項中「駐車料金（以下「駐車料金」という。）」を「利用料金を支払い、又は使用料」に改め、同項第1号中「別表第1に定める駐車料金」を「次項に定める利用料金」に改め、同項第2号中「駐車料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「駐車料金」を「利用料金又は使用料（以下「駐車料金」という。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 利用料金は、別表第1に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第7条中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第9条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1の1を次のように改める。

- 1 駐車時間が24時間以内の場合の利用料金の上限（定期利用を除く。）（1台につき）

駐車時間	利用料金の上限
午前6時から翌日午前0時30分までの間に駐車する場合	20分までごとにつき100円（その額が900円を超える場合にあっては、900円）

午前0時30分を超えて駐車する場合	1,200円
-------------------	--------

別表第1の2中「駐車料金」を「利用料金の上限」に、「1,500円」を「1,200円」に改め、同表の3中「駐車料金」を「利用料金の上限」に、「10,000円」を「15,000円」に改める。

別表第2中「駐車料金」を「使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市営駐車場条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の入庫及び定期利用の承認に係る利用料金から適用し、同日前の自動車の入庫及び定期利用の承認に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

JR奈良駅第1駐車場及び第2駐車場に利用料金制を導入し、料金体系の見直しを行おうとするものである。

平成29年度奈良市水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

平成29年度奈良市水道事業会計未処分利益剰余金971,776,812円のうち、600,000,000円を水道老朽施設更新積立金に積み立て、また300,000,000円を自己資本金へ組み入れ、その残余を繰り越すものとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

	名 称	種 類	数 量
1	消防ポンプ自動車	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車I-B型	1 台
2	消防ポンプ自動車	災害対応特殊消防ポンプ自動車CD-I型	1 台

2. 契 約 金 額 98,928,000円

3. 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ関西支店
支店長 合田 努

財産の取得について

消防施設整備事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

1. 物品の表示

名称	種類	数量
救急自動車	高規格救急自動車	1台

2. 契約金額 22,032,000円

3. 契約の相手方 奈良市大宮町四丁目459番1
奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課
課長 池田 昌浩

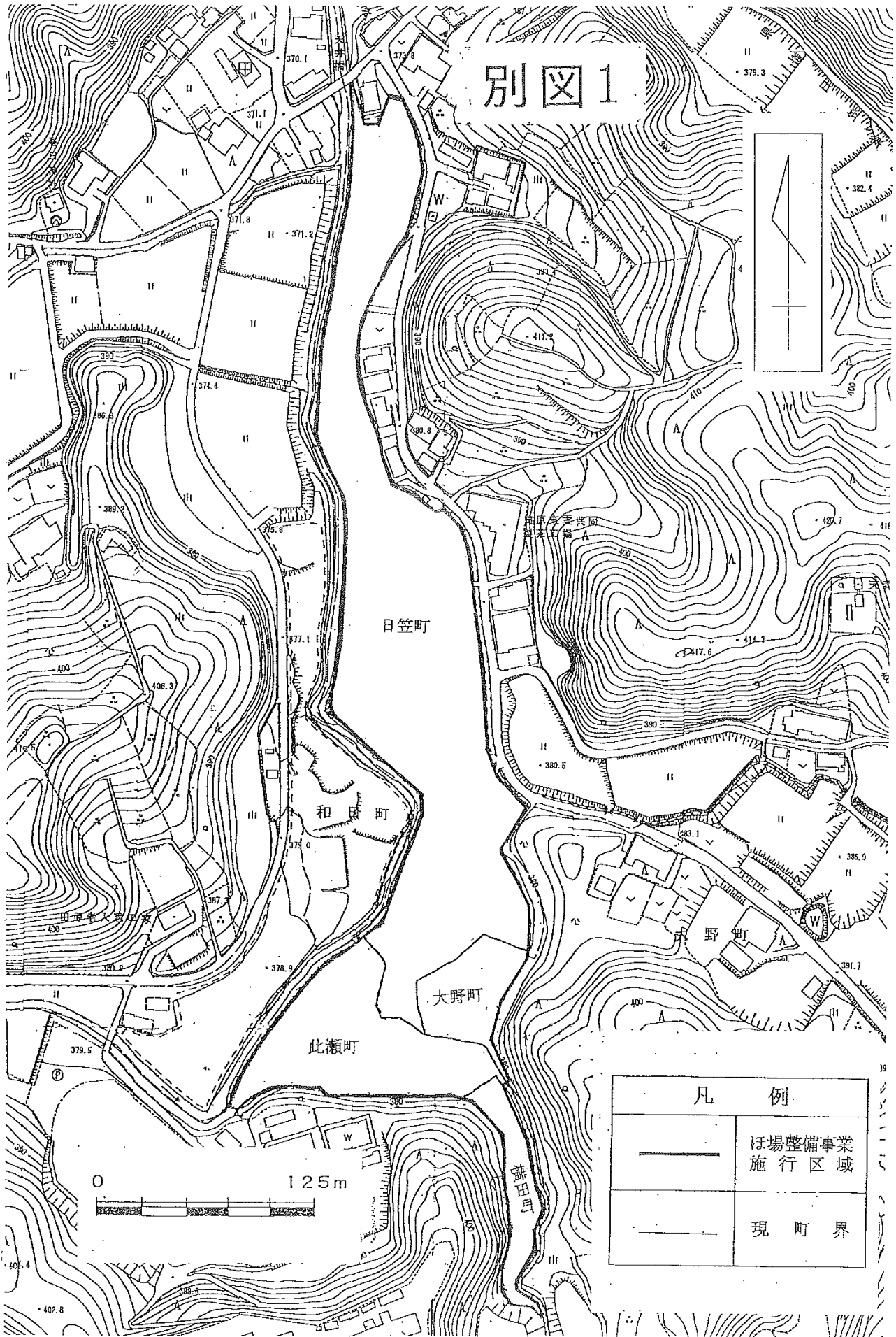
町の区域の変更について



地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する、同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成30年9月3日提出

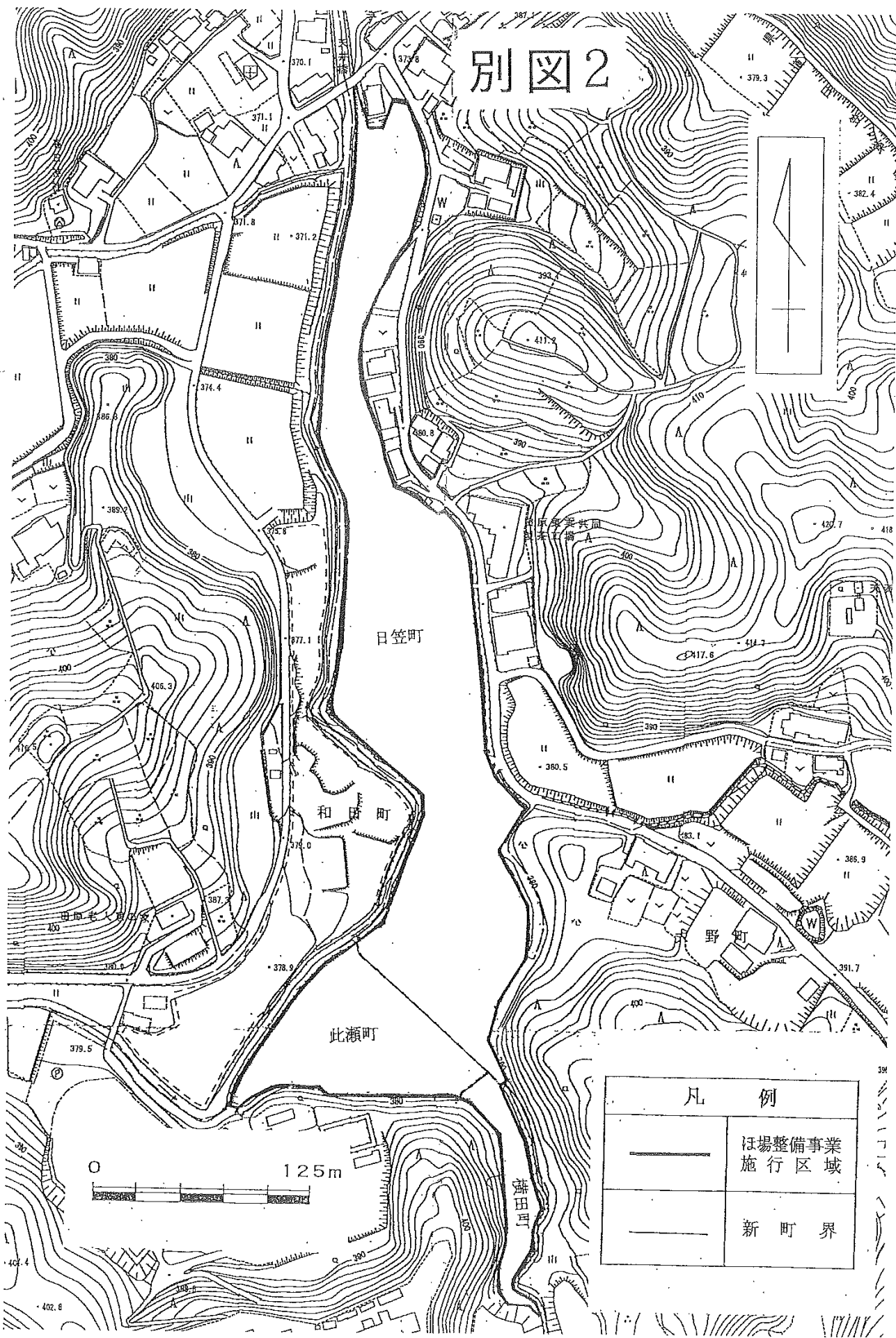
奈良市長 仲 川 元 庸

別図1



凡 例	
	ほ場整備事業 施行区域
	現町界

別図2



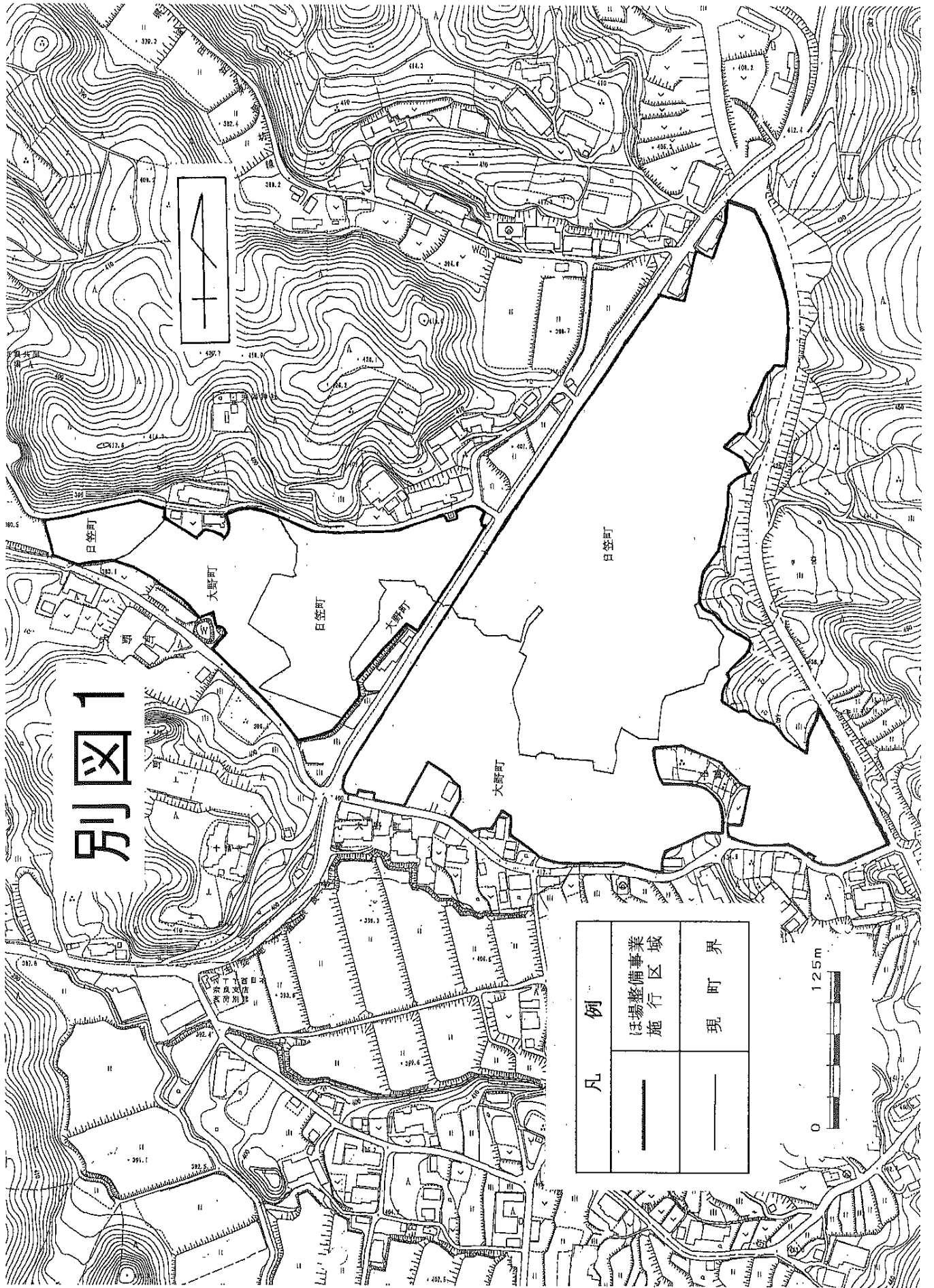
凡 例	
	ほ場整備事業 施行区域
	新町界

町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、県営ほ場整備事業田原南地区施行区域について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する、同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

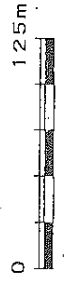
平成30年9月3日提出

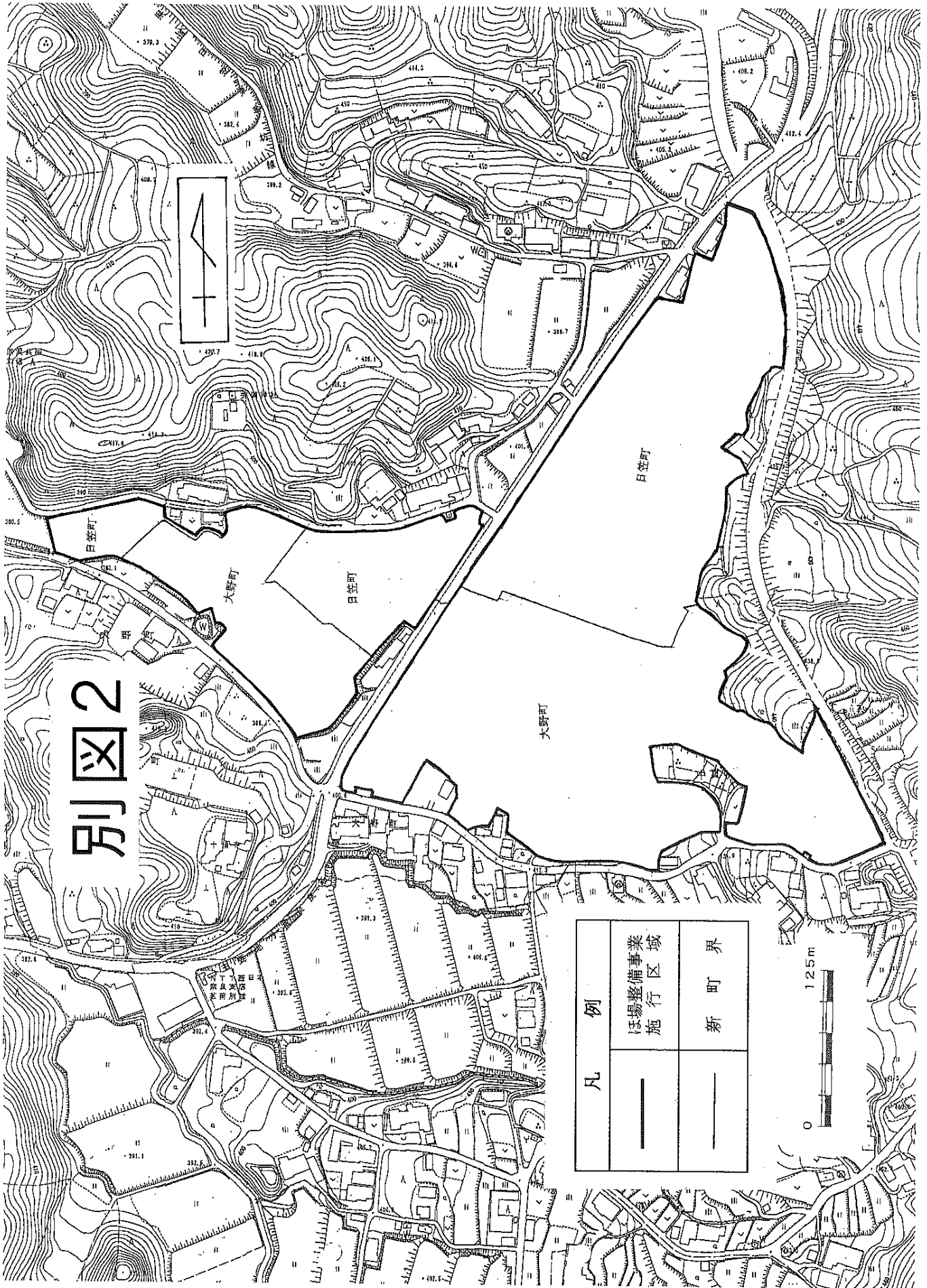
奈良市長 仲川元庸



別図1

凡 例	
—	ほ場整備事業施行区域
—	現町界





別図2

凡例	ほ場整備事業 施行区域	新町界
	—	—

0 125m

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所



氏 名

とく だ けん
徳 田 健



履 歴 書

氏 名 德 田 健

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]
- [Redacted] [Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所 [REDACTED]

氏 名 いし まき まさ たか
石 卷 昌 孝

[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 石 卷 昌 孝

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

[Redacted] [Redacted]

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を問う。

平成30年9月3日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所



氏 名

ふく だ けい こ
福 田 恵 子



履 歴 書

氏 名 福 田 恵 子

生年月日 [Redacted]

現住所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]